

Newsletter

October 2016

ASEAN PPP リーガルアップデート (Vol. 7) ¹

本号では、最近の重要な法改正の動きとして以下の内容をご紹介します。

- 新政権下における PPP 法再整備の方向性（フィリピン）
- インフラ事業を対象とした新たな政府保証制度の整備状況（インドネシア）
- PPP ファストトラックプログラムその他の事業促進制度の導入（タイ）

1. 新政権下における PPP 法再整備の方向性（フィリピン）

フィリピンでは、アキノ政権時代より PPP 事業を一層推進するためのフレームワークの再整備に向けた議論が活発化していましたが²、本年 6 月に発足したドゥテルテ政権もかかるポリシーを承継しているものと思われ³、本年 7 月には早速、現時点における PPP 基本法である BOT 法（Republic Act No. 6957, 7718）に代わる新 PPP 法案が国会に提出されました⁴。同法案（下院法案第 163 号、以下「**本法案**」といいます。）は、例えば以下のような現行制度の改正を含むものであり、早ければ第 17 回国会（会期満了：2017 年 6 月）において法律として成立することが見込まれます。

- i. 事業形式の拡大（OM: Operation and Maintenance や SO: Supply and Operate 追加）⁵
- ii. 民間の事業提案に対する反対提案の提出期間の延長（60 日→最大 6 ヶ月）⁶
- iii. 最高裁判所以外の裁判所による PPP 事業の差し止め命令等の制限⁷
- iv. 重要な国家プロジェクトに対する優遇措置⁸
- v. PPP センターの役割の拡大（事業契約のレビュー等）⁹
- vi. PPP 事業の公共側実施主体の事業契約における偶発債務の履行を保証する政府保証ファンドの創設¹⁰

¹ 本号より、本ニュースレターのタイトルを「ASEAN インフラファイナンスリーガルアップデート」から「ASEAN PPP リーガルアップデート」に変更し、ASEAN 諸国の PPP に関する重要なトピックをカバーして参ります。

² 現時点におけるフィリピンの PPP 法制の概要及び前政権下における PPP 法改正の方向性については本ニュースレター [Vol. 2](#) 参照

³ 2016 年 9 月に、ドゥテルテ政権における最初の PPP 事業である 746 億ペソ・アキノ国際空港の全てのターミナルのアップグレードに係る PPP 事業が、他の 8 事業とともに国家経済開発庁の委員会により承認されました (<http://cnnphilippines.com/business/2016/09/16/NEDA-Board-approves-9-projects-worth-%E2%82%B1171B.html>)

⁴ 当法案はアキノ政権時代の第 16 回国会での成立が期待された下院法案第 3951 号（のちに第 6331 号）を実質的に踏襲する内容となっています。

⁵ 本法案第 4 条

⁶ 本法案第 9 条(a)(2)

⁷ 本法案第 16 条

⁸ 本法案第 20 条

⁹ 本法案第 22 条

¹⁰ 本法案第 26 条

上記 vi. の政府保証ファンドの詳細（例えば規模や利用基準等）についてはまだ明らかではないものの、公共側実施主体による資金不足や同主体が偶発債務を履行するための適時の政府予算承認に係るリスクを回避する枠組みとして活用されることが期待されます¹¹。但し、PPP 事業を推進する上で重要なスキームとなるアベイラビリティペイメントに係る債務は偶発債務ではないと整理できるため、同ファンドの保証対象には含まれないと考えられます¹²。なお、本法案においては、政府サポートの内容や民間事業者の投資回収スキームにかかる具体的な規定が含まれていませんが、現時点において当職らの知る限り、これらの点について、現行制度の枠組みが大きく変更されるとの情報はありません¹³。

また、上記の PPP 法の改正のほか、現政権において公共事業免許を必要とする事業に係る外資規制がどこまで緩和されるかが注目されます。フィリピンでは、これらの事業の運営主体に対する外国資本比率は 40% を上限とすることが憲法で定められており、BOT 法やネガティブリスト等の関連規制もこれに従って整備されています。この点、同国では、昨年 12 月に否決された公共事業に係る外資規制の撤廃を目的とした憲法改正法案（Resolution of Both Houses 1）が、本年 6 月に再提出されるなど憲法改正に向けた議論は依然として活発であり、現政権も外資活用を念頭に置いた改憲に前向きであることが報道されております¹⁴。かかる状況からしますと、同国インフラビジネスへの外国企業による参加のボトルネックであった外国資本規制の枠組みは、近い将来大きく変わる可能性があり、この点については引き続き注意が必要と思われる。

2. インフラ事業を対象とした新たな政府保証制度の整備状況（インドネシア）

インドネシアでは (i) PPP 事業向けのインドネシアインフラ保証基金（Indonesia Infrastructure Guarantee Fund）（以下、「IIGF」といいます。）による保証及び(ii)セカンドファストトラックプログラム対象 IPP 事業向けのインドネシア財務省による事業継続能力保証（Business Viability Guarantee）（以下、「BVGL」といいます。）に加えて¹⁵、昨年以降、以下にあげるインフラ事業向けの政府保証制度が新設されています。

(1) PLN 長期発電計画（RUPRL）対象 IPP 事業向け政府保証

本年 1 月に発行された、発電インフラ整備の加速化に係る大統領令 2016 年第 4 号（以下、「大統領令 2016/4 号」といいます。）により、PLN が作成する長期発電計画（PLN's Long Term Electricity Generation Plan (RUPTL)）に掲載された電力事業に対するインドネシア財務省による保証制度が新設さ

¹¹ 例えば、交通事業や水道事業において政府が料金引き上げを認めなかった場合の民間事業者への補償金の支払いなどが偶発債務に含まれると思われる。

¹² 公共実施主体によるアベイラビリティペイメントは、現行制度上、政府保証や信用補完などの政府金銭サポートが対象となると考えられますが、フィリピン政府は従来、財政上の理由等により政府保証や信用補完の利用については消極的です。

¹³ 現時点における政府サポートや投資回収スキームについては本ニューズレター Vol. 2 参照

¹⁴ "Moves to amend charter snowball in Congress" (Business World Online July 05, 2016)

¹⁵ これらの制度については本ニューズレター Vol. 1 及び Vol. 6 参照

れました¹⁶。これにより PPP 事業やセカンドファストトラックプログラム対象事業以外の IPP 事業も政府保証の対象とすることが可能となります¹⁷。なお、2015 年から 2025 年を対象期間とする PLN 長期発電計画が本年 6 月に公表されています¹⁸。また、大統領令 2016/4 号においては、かかる IPP 事業向け保証のほか、財務省が、電力インフラ事業の開発に関連して PLN に供与されたローンに係る債務を保証（以下、「**PLN ローン保証**」といいます。）を提供できることが規定されています。

PLN ローン保証及び BVGL に関連して、本年 8 月下旬に、電力インフラの開発促進のための政府保証手続きに係る財務大臣令 2016 年第 130 号（以下、「**財務大臣令 2016/130 号**」といいます。）が発出されました。従前の予想通り、財務大臣令 2016/130 号では、セカンドファストトラックプログラム及び大統領令 2016/4 号において対象とされる IPP 事業が BVGL の対象とされ、従前のセカンドファストトラックプログラム対象事業に対する BVGL に係る財務大臣令に置き換わるものとなっています。

但し、大統領令 2016/4 号又はセカンドファストトラックプログラム対象の IPP 事業が自動的に BVGL の対象となるものではなく、財務大臣令 2016/130 号においては、PLN が対象事業リストを作成し、エネルギー・鉱物資源大臣の承認を受け、その後財務大臣に提出されなければならないとされ、かかるリストに掲載された事業のみが BVGL の対象になるとされています（これは PLN ローン保証についても同様です。）。さらに、IPP 事業については、当該事業に係る調達書類において、当該事業が BVGL の対象となることが明記される必要があります。

(2) 国営企業向け融資に係る政府保証

昨年 7 月に発行された、国営企業に対する国際的金融機関による直接融資によるインフラ資金調達に対する中央政府保証に係る大統領令 2015 年第 82 号により、国際金融機関に対する政府保証制度が新設されています。同制度により、インドネシア国家開発企画庁（BAPPENAS）長官が定める中期国家開発計画に沿った特定の重要なインフラ事業を遂行するインドネシア国営企業や、かかる国営企業向けに当該インフラ事業遂行のための資金を融資する PT SMI（PT Sarana Multi Infrastruktur (Persero)）などの国営銀行に対して、当該資金を貸し付ける多国籍開発機関や ECA（アジア開発銀行や国際協力銀行を含みます。）向けに、インドネシア政府（財務省）が保証を提供することが可能となります（以下、「**国営企業ローン保証**」といいます。）。但し、同制度では財務省が IIGF に保証提供を委託することも可能とされています。かかるスキームとなる場合は、保証の受益者である国際金融機関において保証人の信用力に係る懸念が生じ得ることから、本制度が活用されるためには、PPP 事業に対する IIGF 保証制度と同様の信用補完措置が求められる可能性があります¹⁹。

¹⁶ 詳細は 2016 年 2 月に HHP (B&M Jakarta) が発行した [ニューズレター](#) 参照

¹⁷ インドネシアでは、かかる民活電力事業が多数存在します。

¹⁸ 詳細は 2016 年 6 月に HHP (B&M Jakarta) が発行した [ニューズレター](#) 参照

¹⁹ 例えば中部ジャワ州の石炭火力発電事業においては、IIGF の保証債務の上限は 3,000 億ルピアとされ、これを超える部分はインドネシア財務省が無制限に保証するかたちとされています。

本ニューズレターに
関するお問い合わせ先

鷹取 康久
パートナー
東京
03 6271 9702
yasuhisa.takatori@bakermckenzie.com

Felix Sy
パートナー
マニラ
+63 2 819 4963
felix.sy@quisumbingtorres.com

Alexis Cimagala
アソシエイト
マニラ
+63 2 819 4913
alexis.cimagala@quisumbingtorres.com

Carmina Mangalindan
アソシエイト
マニラ
+63 2 819 4906
carmina.mangalindan@quisumbingtorres.com

Luke Devine
外国法務コンサルタント
ジャカルタ
+62 21 2960 8600
luke.devine@bakernet.com

Kirana D. Sastrawijaya
パートナー
ジャカルタ
+62 21 2960 8541
kirana.d.sastrawijaya@bakernet.com

Anita Karina Sungkono
アソシエイト
ジャカルタ
+62 21 2960 8613
anita.k.sungkono@bakernet.com

上記の各保証制度の概要は以下の通りとなります。

	IIGF 保証	BVGL	PLN ローン保証	国営企業 ローン保証
対象事業	インフラ事業	IPP 事業	PLN による電力 インフラ事業	インフラ事業
保証人	IIGF (及び財務 省)	財務省	財務省及び又は IIGF	財務省及び/ 又は IIGF
被保証債務	PPP 事業契約に おける公共側契 約主体の債務	(a)買電債務、及 び又は(b)非買電 債務 ²⁰ に係る PPA 上の PLN の金銭 債務	ローン契約にお ける PLN の債務	ローン契約にお ける国営企業の 債務
受益者	事業会社	事業会社	PLN への貸付人	国際金融機関

3. PPP ファストトラックプログラムその他の事業促進制度の 導入 (タイ)

タイでは、従来同国において PPP を推進する上で大きな課題であった事業実施期間の短縮の問題に対応するため、2015年11月に民間事業者向けの入札書類作成期間の短縮等を盛り込んだ PPP ファストトラックプログラムが導入されました。これにより従来 25 ヶ月程度要していた PPP 事業承認及び入札開始期間が 9 か月程度に短縮されることが期待されています。同プログラムの対象としては、3つのバンコク市都市鉄道事業 (①ピンクライン整備事業 (567 億バーツ)、②イエローライン整備事業 (548 億バーツ)、③ブルーライン延伸事業 (826 億バーツ)) 及び 2 つの特別国道の整備事業の 5 事業が指定され、このうち、①と②については事業承認が完了し、民間事業者選定のための入札手続きに入っています²¹。なお、バンコク市の都市鉄道パープルライン事業においては²²、タイ高速度交通公社 (MRTA) によるアベイラビリティペイメントのスキーム (PPP Gross Cost モデル) が採用されましたが、上記①と②の事業においては、独立採算型 (PPP Net Cost モデル) のスキームが採用されています。

また、本年 4 月に PPP 法に係る省令 (Ministerial Regulation Re: the Increase of Value Threshold of Project Required to be Governed by the PPP Act (2016)) が施行され、これによりタイの PPP 事業は、事業価値 50 億バーツ以上の大規模事業のみ、その遂行について PPP 法の規定が必然的に適用されることになりました²³。なお、事業価値 10 億バーツ以下の小規模事業の遂行については簡易な手続きが創設され、事業価値 10 億バーツを超え 50 億バーツ未満の中規模事業については、PPP 委員会の判断により PPP 法又は

²⁰ PLN が負担する政治的リスクに起因するもの又は治癒不可能な PLN の帰責事由に基づくものに限りませんが、解約清算金も含むものと解釈できます。

²¹ これらのプロジェクトは、国土交通省より 2016 年 3 月に発行された「国土交通省インフラシステム海外展開行動計画」においてタイにおける注目プロジェクトとして言及されています。

²² 2013 年に丸紅株式会社と株式会社東芝が出資する共同事業体が同事業に係る鉄道システム一式を受注しています。

²³ 2016 年 4 月以前においては、事業価値 10 億バーツ以上の民営公共事業は全て PPP 法の適用対象とされていました。

Viroj Piyawattanametha
パートナー
バンコク
+66 2636 2000 X3113
viroj.piyawattanametha@bakermckenzie.com

小規模事業向けのルールに従うこととなりました。中小規模の事業についてはかかる制度変更により、また大規模事業については上記の PPP ファストトラックプログラムの活用による事業推進が期待されます。

Cheewin Chiangkan
アソシエイト
バンコク
+66 2636 2000 X3122
cheewin.chiangkan@bakermckenzie.com

ベーカー&マッケンジー
法律事務所（外国法共同事業）

〒106-0032
東京都港区六本木 1-9-10
アークヒルズ仙石山
森タワー28F
Tel 03 6271 9900
Fax 03 5549 7720
www.bakermckenzie.co.jp

©2016 Baker & McKenzie. ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）はスイス法上の組織体であるベーカー&マッケンジーインターナショナルのメンバーファームです。ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）及びベーカー&マッケンジーインターナショナルのその他のメンバーファームは、日本においては弁護士法人ベーカー&マッケンジー法律事務所を通じて業務を提供します。専門的知識に基づくサービスを提供する組織体において共通して使用されている用語例に従い、「パートナー」とは、法律事務所におけるパートナーである者またはこれと同等の者を指します。同じく、「オフィス」とは、かかるいずれかの法律事務所のオフィスを指します。

©2015 Baker & McKenzie. All rights reserved. Baker & McKenzie (Gaikokuho Joint Enterprise) is a member firm of Baker & McKenzie International, a Swiss Verein. In accordance with the common terminology used in professional service organizations, reference to a "partner" means a person who is a partner, or equivalent, in such a law firm. Similarly, reference to an "office" means an office of any such law firm

This may qualify as "Attorney Advertising" requiring notice in some jurisdictions. Prior results do not guarantee a similar outcome.

ご参考： ベーカー&マッケンジーのアジア・パシフィック地域のネットワーク

中国／香港

パートナー：74

アソシエイト：160

ベトナム

パートナー：9

アソシエイト：42

インドネシア

パートナー：18

アソシエイト：98

シンガポール

パートナー：40

アソシエイト：67

マレーシア

パートナー：18

アソシエイト：53

タイ

パートナー：54

アソシエイト：28



ミャンマー

パートナー：4

アソシエイト：9

韓国

パートナー：1

アソシエイト：3

日本

パートナー：48

カウンセラー：34

アソシエイト：89

台湾

パートナー：34

アソシエイト：34

フィリピン

パートナー：20

アソシエイト：36

オーストラリア

パートナー：83

アソシエイト：197

アジア・パシフィック地域

オフィス数：17

専門家数：1200名以上

パートナー：400名以上

アソシエイト：800名以上